

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（16万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から平成11年6月26日まで  
私は、平成10年3月に高校卒業後に株式会社Aに入社し、平成11年6月25日まで勤務していたが、ねんきん定期便をみたところ、10年4月から11年5月までの社会保険庁（当時）の標準報酬月額が当時の給与明細の金額より大幅に低いことが分かった。当該期間の給与明細書も存在するため標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する16万円と記録されていたところ、平成11年4月8日付けで資格取得日の10年4月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の元代表者及び当該事業所に勤務していた同僚等についても、オンライン記録によると、平成11年4月8日及び同年4月12日付けで、資格取得日にさかのぼって標準報酬月額を引き下げる処理が行われている。

しかしながら、当該同僚等からも、申立期間当時、報酬月額が訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、社会保険事務所（当時）が保管する不納欠損整理簿により、平成11年当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 4 月 8 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、16 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に、B株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月21日から39年1月1日まで  
② 昭和51年4月30日から同年5月1日まで  
③ 昭和52年11月21日から同年12月1日まで

私は、昭和22年10月にA株式会社（本社）に採用され、同社の発令に基づき、同社C営業所、関連子会社であるB株式会社及びD株式会社で継続して勤務したのち、52年11月に退職した。

私が保管する給与明細書をみると、厚生年金保険の加入記録が無い期間においても保険料が給与から控除されているので、当該期間を厚生年金保険に加入していたものとして記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和39年1月1日にA株式会社本社から同社C営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和 38 年 12 月分の給与明細書の保険料控除額から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険料を毎月給与から控除しており、保険料を納付しないと余剰金が発生するため納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が保管する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社の関連会社に継続して勤務し（昭和 51 年 5 月 1 日にB株式会社からD株式会社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB株式会社における昭和 51 年 4 月分の給与明細書の保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険料を毎月給与から控除しており、保険料を納付しないと余剰金が発生するため納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を昭和 51 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 4 月分の保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のD株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、いずれも昭和 52 年 11 月 21 日と記録されており、当該資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「昭和 52 年 11 月 20 日にD株式会社を退職した。」と供述している。

さらに、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算

する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 52 年 11 月 21 日であり、申立人の主張する同年 11 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において事業所に使用されていた者であったと言えないことから、申立期間③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から47年10月まで

私が20歳になったころ、両親が「国民年金保険料だけは必ず納付しなければならない。」と言っていたのを記憶しており、父親が私の国民年金の加入手続をしてくれたように思う。私は、父親から預かった家族分の国民年金保険料を地区の公民館で納付していた。私を除く家族全員が、国民年金の加入手続を行っているのに、私だけ加入手続が行われておらず、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した時、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自ら地区の納付組織で納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び市町村が管理する国民年金被保険者納付記録票をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月17日に払い出されており、同年10月9日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。この払出日を前提にした場合、申立期間は未加入期間であるため、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は平成4年に亡くなっており、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年4月1日まで

私は、仲間とA業種の仕事をしていたところ、B株式会社C支店でA業種のリーダーから入社を勧められ、昭和30年4月から32年3月末まで同社C支店において、A業種の仕事に従事していた。

私が同社C支店に入社したときはアルバイトであったが、先輩や同僚に同社における厚生年金保険の記録があると聞いており、私も、数か月後に正職員となり保険料が給与から控除されていたのではないかと思っているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社C支店における仕事内容等を詳細に記憶していることから、勤務した期間は明らかではないが、同社C支店に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立期間当時のB株式会社C支店長、給与担当者及び就職紹介者であるA業種のリーダーは既に死亡していることから、申立人の雇用形態や厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、B株式会社の現在の事業主は、「申立てどおりの届出や保険料を納付したかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人が挙げた同僚及び申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった者のうち、連絡がついた17名に対し、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について聴取したところ、6名が「厚生年金保険には、臨時従業員として2年から3年程度勤務した後に加わらせて貰っていた。」旨供述しているほか、6名が「臨時従業員

から正職員となるには、2年から5年ほど勤務期間が必要であった。」旨供述していることから、事業主は、申立期間当時、臨時従業員については、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立期間について、B株式会社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月 31 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 61 年 5 月頃から 62 年 3 月頃まで A（現在は、B）に C 職種として他の常勤スタッフと同様の勤務形態により勤務していた。私と一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無いことに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

B の事業主の回答から、申立人が C 職種として昭和 61 年 6 月 10 日頃から 62 年 3 月 20 日頃まで勤務していたことが推認できる。

しかし、B から提出された昭和 61 年及び 62 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿をみると、申立人の給与からは社会保険料が全く控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の事務担当者に聞いたところ、申立人は、当時、進学を希望しており、短期間で退職する予定であったため、社会保険には加入させなかったと思われる。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録も確認できなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年3月25日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。  
私は、中学卒業後、昭和23年4月にA(現在は、B)に採用され、指導員の事務補助を行っており、24年3月にAを退職するまで継続して勤務した。一緒に勤務していた同僚は当該事業所で厚生年金保険に加入しているのに、申立期間について私の厚生年金保険の加入記録が無いことが納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令、及び申立人が申立期間当時のAにおける仕事内容等を詳細に記憶していることから、申立人が当該事業所で事務補助として勤務していたものと推認できる。

しかし、当該事業所の後継組織であるBの事業主は、「申立期間当時の関係書類を保存していないため、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、Aは、昭和23年12月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月1日から同年11月30日までは適用事業所ではなかった。

さらに、申立期間同時に在職していたと申立人が挙げた同僚9名の厚生年金保険の加入記録をみると、申立人が自分より在籍期間が長いとした指導員及びC部門事務職等8名は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所

となった昭和 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているほか、一般事務職 1 名は、申立期間以降（申立人退職後）の昭和 24 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、事業主は、従業員の勤務状況及び仕事内容等を個々に判断して厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

加えて、申立期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。